

30日ガス工第38号

平成30年9月3日

LPガス販売事業者殿

日本ガスメーター工業会
石油ガスメーター部会

LPガス用マイコンメータの法定有効期間満了後における
警告表示及び遮断機能の働く時期について

拝啓

貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊工業会の活動にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本ガスメーター工業会では計量法にもとづくマイコンメータの法定有効期間満了にともなう警告表示及び遮断機能に関し、2009年(平成21年)9月にプレス発表を行い、その約1年後から順次同機能を持つLPガスマイコンメータを市場に供給して参りました。

同ガスメーターは期限を越えて使用した場合、一定期間(最大6ヶ月)経過後、警告表示し、その40日後にガスを遮断します。その後は復帰使用ができません。SB型マイコンメータでは有効期間が7年ですので、一部で同機能が働く時期に入っております。

尚、S型に関しましては、早いもので2020年からになります。

つきましては、ガス販売事業者様におかれましては、ガスメーターの検定有効期間を遵守した管理と計画的な交換をこれまでと同様に推進いただきますようお願い申し上げます。

敬具